

平成 22 年度新宿区外部評価委員会第 2 部会 第 10 回会議要旨

<出席者>

外部評価委員（4 名）
岡本部長、小菅委員、中原委員、山村委員、
事務局（3 名）
木内行政管理課長、大竹主査、担当 1 名

<開催日>

平成 22 年 8 月 18 日（水）

<場所>

区役所本庁者 6 階 第 4 委員会室

<開会>

1 計画事業ヒアリングについて

【部会長】

教育委員会関係の事業として、計画事業14「確かな学力の育成」、教育指導課です。この回答はどうかということです。

毎回聞いていますが、こちらの問いかけと答えとがあまり一致しないと思っています。

教員、学力推進員、授業改善推進員の連携がどうなっているかということを聞いて、どの程度効果があったのかに対し、今回も効果がありましたということです。ただ、③、意識調査のことにいきますと、学年が上がるに従って、授業がわかりやすくなったというのが減っているという回答をいただいています。

【委員】

計画事業というより、確かな学力の確保という目的に対して、日ごろからやっておられることについて問うているわけですから、やれる範囲ではやっているということなのですね。

【委員】

一番の問題点は、意識調査によるわかりやすくなったかならないかということが、確かな学力の指標であるかどうかというあたりなのですけども、これはこれしか採りようがないと言われてしまうと判断のしようがない。

【部会長】

確かな学力を計るのはこの意識調査しかないという答えなのです。学力検査ではなくて試験みたいなもので上がったということが証明できればいいのですが、学年が変わると勉強する内容も変わりますし、そういったものがなかなか指標に難しいというのは理解できます。もっと

こういった指標がいいのですよという提案ができないところでもあり、これ以上の返答はなかなか難しいのかなと思います。

【委員】

最後の回答の中で「特定の成果指標を掲げることは困難です」ということがあり、網羅的でこれ以上の回答はしようがないのかなと思います。しかし、これもわかるのだけれども、1年間に1億6,000万円使っています。

きちんと使われているのだろうけれども、具体的な成果は示せないということです。複数の学校で教員、推進委員、改善推進委員とが絡んで実施し、アンケートの中でわかりやすい授業を受けている人が多くなったことから効果が上がっているということです。しかし、これがどうもすっきりしない。

【委員】

確かな学力ですから、学力をもう少しストレートに上がったのか上がらないのかというのを小さな集団でもいいからチェックして、この集団ではこういう効果が出ているのという事例を整理する。そのうえで、これはやっぱりプラスの効果があると言うのはいいのですが、意識調査で70%というあたりは、これでいいのだと言われれば、何とも言えない。

【委員】

区には教育センターもあり、全国的に学力調査もやっているわけで、やり方によっては絶対評価または相対評価というのはできると思います。そういうデータで、どうしても上がらないとか、どうしても下がってしまうのだと、素点を中心とした評価で示さないとわからないのではないかな。

【委員】

それが学力推進員によるかどうかというのは、配置の有無による比較ができればいいのですが、今となってはもうずっと配置しているわけですから、去年やおととしと比べても上がった下がったというのがその前の状況とは比べられないです。

【部会長】

このアンケートにしても、わかりやすくなったと言っていますけれども、その先生が来る前と本当に比較できるかという、あいまいなのです。では何がいいのかというと。

【委員】

だから、1億6,000万円1年間で使っていて、特定の成果指標を挙げることは困難ですというのはちょっと言い過ぎではないかと思います。専門家だからもう少し困難なところを克服して、何らかの方法で評価をして欲しいと思います。

【部会長】

教育指導課は他にも15、16、19とありますので、ヒアリングで聞くということでもよろしいでしょうか。

15番「特色ある教育活動の推進」。「第三者評価による学校評価を活用した指標の設定を検討します」となっています。

21年度の課題として、「第三者評価を学校の特色ある学校づくりに生かしていく必要があります」というのは、やっていないのだけれども、やったら生かしますということですね。

【委員】

これは21年度に取り組んだ課題として、22年度に実施する第三者評価を学校の特色ある学校づくりに生かしていく必要があるという課題を認識していますということですね。

【委員】

それで、改革方針として、第三者評価の結果を学校へ伝えて生かしていきますという文章だと思います。

【委員】

ここで言っている新宿区における小中学校の特色ある教育というのは難しいのかもしれませんがね。特色を出せと言っても、公教育という枠に入った中で出せないのかもしれませんが。区民が見ている特色ある教育というのは、他の学校にないこういう教育をやっていますということ期待しているわけですが、区立の小中学校という枠の中で、校長の裁量権だけでは出ないかもしれない。

【部会長】

個別ではなくて、この教育指導課全体についてヒアリングしましょうか。何らかの指標ができないとかではなくて、つくるように工夫してくださいという要求をする。

【委員】

計画事業として区が力を入れて進めていくものである以上、その当初ねらっていた目的が達成できているかどうか、そこをどう判断するかというときに、特定の成果指標を挙げることは困難としても、何らかのものを使う必要がある。「確かな学力推進員の先生が授業に入ること勉強がわかりやすくなったかを指標」としてはいますが、授業がわかりやすいか、勉強がわかりやすくなったか、どちらを使っているのかと聞かれたときに、片方を使わないのであれば、なぜ一方しか使わないのかという説明をきちんと書き込んでもらわないとなかなかわからない。学力テストの部分について、確かに賛否両論があるので、書きづらいというのはあると思いますが、成果指標として使えそうなものがあるのであれば、この計画事業の達成度の判断に生かしていくかということも考えて欲しいです。

成果指標を掲げることは困難ですと言われてしまうと、評価のしようがないということになってしまいます。

【委員】

小学校では特色ある教育活動は十分行われていると思っています。今、学区を外して希望の学校に行かせようという、それが特色ある学校をやることで、それぞれの保護者がその特色を見ながら、自分の子どもに適したというか、魅力的な学校を選ぶということにつながっているわけなのです。しかし、通っている子どもたちの人数に大きな差が開いてきて、地域との結びつきが薄れてくる。といって統廃合もできない、さらに差が広がっていく。

【委員】

弊害のほうが多くなってしまう。

【委員】

地域文化、環境教育、あるいは国際文化や異文化交流等を保護者は期待していると思います。小中学校のときのそういう体験が高校や大学で生きるわけです。そういうことが特色あるということだと思いますね。

【部会長】

ヒアリングにお呼びして、特に14、15を中心に何うということにさせていただきます。

次、17「学校適正配置の推進」です。

【委員】

学校適正配置は学校適正配置なりの判断でやるので、特色ある学校を持たせるから、学校適正配置ができなくなるということではないですよと言っているのです。しかし、一緒になってしまうことによって困るという話も出ている。

【部会長】

学校選択制度に関しては、多分、基本はそこだと思うのですよ。本当にいいのかどうかです。7年たっているという言い方をしています。自由に選べるという、その辺の問題は大きいのですが、やらないという方向もあるわけです。それに関しては、選択性の成果や課題について本年度検証しますとしている。

【委員】

やはり区とか、あるいはその地域とか、大きなところでどういうふうにするのかということを決めないと、もう少し区全体の財政から学校割りをどうするのかとかどうだとかいうレベルを地域の方々も入れて議論するということだと思いますね。

【部会長】

ここも毎回やるのですけれども、今年度、町会、育成会、教員等に広げて意見を聞きますというところなので、22年度、頑張ってという形でいいかなと思います。

【委員】

ヒアリングの回答にあるように、町会、育成会、教員等、幅広くご意見をいただき、いろいろ検証していくという、こういう何か地域に広げた議論の仕方をするということでないと思いますね。

【部会長】

それをバックアップするという意味で、お呼びして確認する。

次は計画事業130「学校情報化の推進」。

【委員】

基盤整備をどういうふうにしちつとやるかということ。事故もなく、セキュリティの面から問題がないような基盤整備をする、あるいはコストの面から効率的に整備する。それからもう一つは、この個別目標のところの「未来を担う子どもの、一人一人の生きる力を育むまち」という目標からすれば、単なる基盤というかシステムができるだけではソフトの問題もありなか

なかうまくいかなという問題もあるわけです。その辺についてもう少し区のほうの力が上でないとまずいのではないかという意味で、安易な外出しは禁物であると聞いたわけですが、セキュリティのある安い効率的なシステムをつくる、基盤をつくるにはこうだという答えになってしまって、ややそのところにずれが生じておりますね。

【部会長】

そこがちょっと答えになっていない。聞きましょう。

【部会長】

20番「家庭の教育力向上支援」は、教育政策課ですけれども、つまり公立だけではなくて私立、国立に子どもを通わせる方に対しても何らかの働きかけをしたほうがいいのではないかとありますが、これはやりましたということです。

【委員】

もうやっているわけですね。答えとしてはいいのではないですか。

【部会長】

いいと思いますね。ですから、130だけ確認するということによろしいですか。

事業計画22「新しい中央図書館のあり方の検討」

【委員】

22は納得しました。

22、23、24はいいのではないかなと思いました。

【部会長】

やっていることはやっていました。中央図書館はお呼びしなくてもよろしいですか。

【委員】

そうしましょう。

【委員】

24の目標を変えたというところだけ気になります。

【委員】

その説明がどうも何となく腑に落ちないというか、よくわからないのですけれども、どうなのでしょう。

【部会長】

変わっていませんというのですけれども、実際、変わっていますからね、昨年度と。そのことだけちょっと確認しましょうか。

計画事業7「成年後見制度の利用促進」についてですが、件数などもうちょっとやはり把握する方法を考えてくださいということでしょうか。費用助成については、重要なことだと認識はしている。

【委員】

基本的には地域福祉課が押さえていますけれども、窓口は社会福祉協議会ですから、そこに職員も増えて制度として一生懸命やっているのですけれども、数が何しろ上がらない。

【部会長】

やっぱり気になったのは、社協の基金を出すのではなくて、これは区でしょうということと、あと鑑定料は一般的にはこんな額ではないですね、お聞きすると。

【委員】

それを区で賄っていただくということはいいのだけれども、すると補助事業みたいなものですかね、特定の人に対してやるわけだからね。

【部会長】

生活保護の人には助成をしていますと書いてあるのですよね。区長申し立ての割合が多いのか少ないのかというのは結構難しいとは思いますが。

お呼びしてお聞きしましょう。

明日は健康推進課ヒアリングで、計画事業25「歯から始める子育て支援」、26「食育の推進」、27「減帰還事業の推進」があります。歯はともかく、食育が食事づくりということになってしまっている。食事づくりではなくて食そのもの、食の大切さ、をきちんと教えるというのが伝わっていないと思いました。

【委員】

昨年もそういう指摘をしています。特色ある学校に関係しますが、学校内部だけでは賄い切れない部分も、食育ボランティアという言葉の範囲だけでも賄い切れない部分があるところをもう少し認識してもらわないといけな。ここでは食育ボランティアという定義も、「地域では食育ボランティアがかかわり」という言い方で、食育ボランティアがかかわれば地域とのかかわり、あるいは協働ができていると取っています。しかし、そうではないと思います。Aさんはこういうことができるけれども、Bさんはこういうことも支援してくれるということで、いろいろな人にかかわってもらわないと食育というのはできないと思います。

【部会長】

その辺は、協働の視点からの評価になると昨年も言っている。それに対してやはり食育ボランティアということで片づけられているのですが、違うということですよ。

【委員】

食育は健康推進課だけでは限界があると思います。健康推進課がジョイント役になってどことジョイントするのか。例えば学校では栄養士に理解をいただく。

地域の食育については保健センター、医師会等への連携というのをもう少し健康推進課で積極的に進めないと、食育事業として成立しないのではないかと思います。

【部会長】

健康推進課が中心になって関係部局をつなぐという発想が必要なのではないかと聞くこととしましょうか。

25「歯から始める子育て支援」は苦情も出ているということに対しても対応しますということなので、良いのではないかと考えています。

【委員】

歯の健康に対する認識が最近変わってきていることから、治療や検診等のバランスがこれでいいのかというような問題があるとは思いますが、ここはこれでいいと思います。

【部会長】

27「元気館事業の推進」は、指定管理者の評価方法では、指定管理者を決めるときは外部委員も入れているけれども、あとは区の職員だけで人員配置、シフト等を見ているだけでした。それで果たしていいのかどうか。前年の区長の総合判断に「プログラムの内容に生かすことを検討します」とあるが、具体的にどうなのかということに関しても、あまり生かされていないかなと思います。

【委員】

この区職員で構成する事業評価——事業評価をやっているということなのだけれども、なぜここだけこういうふうに区職員で構成するというふうに力が入っているか。

【事務局】

指定管理者制度については、平成19年度の行政監査で、指定管理者選定過程がかなりばらばらだということで一元管理をとという指摘を受けまして、行政管理課で指定管理者制度の枠組みをどうするかということを整理しています。その中で、選定のときの評価のやり方と、毎年の事業評価のやり方、最終年度のやり方と何段階か分けて、指定管理者を選定するときは基本的に外部の委員が入った選定委員会を設置して評価して選定する。非公募でやる場合については全員が外部委員でやってもらわなければならないという規定にしています。毎年の事業評価については、ある意味、事業課にゆだねている部分がございます、指定管理者が毎年自己評価をし、その報告を行政として評価しています。

その評価する仕組みとしては、外部委員だけの評価でなければならないという決めはしているわけです。というのは、その仕組みを整理したときに、指定管理者制度を導入している施設が五十いくつ、これは平成16年から始まっていまして、外部委員を入れて毎年事業評価をしている施設もあれば、入っていない施設もある。そういう中で、実際に施設を所管しない行政管理課のほうで、一方的に外部委員を入れて毎年評価しなさいという方針を出してしまうと、その方針の予算措置とか評価のスケジュール等に影響が出て、事業の差しさわりがあるということで、この部分については、施設所管課にゆだねています。それ以外は指定管理者との連絡協議会をつくって、日ごろから進捗状況をチェックして指導しなさいとか、労働環境モニタリングといって、社会保険労務士さんに委託して、そこで働いている従業員の方がきちんと良好な労働環境のもとで公共サービスの提供に従事しているかどうかを専門家に見てもらったり、あと指定管理の最終期間の事業評価については、これはもう外部委員の目で評価してくださいという仕組みにしているのです。

【部会長】

行政管理課がこういうシステムを認めているから、こういうふうに書いてもしようがない。そうすると、どうでしょう。

【委員】

指定管理者についても内部評価の結果を載せて、場合によっては外部評価が見るというようなこともしたほうがいいというふうに思われますか。

【事務局】

ただ実際には指定管理者制度を導入するときは計画事業としていて、入れ終わったら多分経常事業にしています。何年度のどこの施設に導入しますという計画がありますので、導入効果はどうでしょうかとこの中でやるのはいいのですけれども、次の更新時から経常事業になっていきます。

また、現在、指定管理者施設は六十以上あり、施設によって特性もございます。個々の施設の指定管理者の部分必ず毎年この中に入れて見ていくということをやると、多分こちらの委員会の負担もかなりきつくなってしまう。

指定期間の最終年の評価は外部委員を入れてやりなさいというのは、その結果を踏まえて次の選定に生かしてくださいということです。選定の始まるスケジュールに合わせて評価を終わらせるように指示していますので、そのところで必ず外部の目が入る、そういう仕組みを今つくっています。

毎年の事業評価についても外部の目を入れるような工夫をしたらどうかというのは、外部評価委員会で指摘していただくことは構わないと思います。

施設の特性に応じて、福祉の関係の施設でしたら福祉の関係の専門家とか、あるいは税理士、公認会計士、財務基盤を見てもらう方とか、そういう専門家が入った事業評価委員会をつくってやらせたほうが効果的かなという感じはします。

【部会長】

逆にそれをこちらが言っても構わないのですよね。要するに、元気館に関しては通常は区職員だけでやっているけれども……

【事務局】

元気館について、あるいはその指定管理者の施設としてはやはりできるだけ毎年、外部の目で評価してもらったほうがいいのではないかとことを言っていただくことについては構わないと思います。

【部会長】

わかりました。

【委員】

今は元気館が例に挙げただけけれども、60あれば60を全部チェックするということではなくて、適宜なものについてはやるという整理をしてはどうかという意見です。

【部会長】

これはヒアリングにはお呼びすることとして。

28「新型インフルエンザ対策の推進」はどうですか。

【委員】

ヒアリング回答前段で「本事業は発生時の医療体制の整備だとか感染防止拡大策を守備範囲

としています」と言い切られている。区民の側に立って区民がどういうふうになればいいかというようなことについては、保健予防課の仕事ではないというふうにもとれてしまう。

【部会長】

ただ、感染拡大防止策というのは、これは区民が協力しないとできない。

【委員】

日ごろから区民と、どう行動してもらうか、どう話をしていくとか、町会やいろいろな地域のいろいろな組織に対してどういうふうに相談を持ちかけていくかということ。

【委員】

少なくとも区民のニーズという視点ではなかったですね。いかに区としてはここまでやっているのかということですね。

【部会長】

「新宿区新型インフルエンザ対策連絡会議などにおいて、地域への情報提供のあり方や協働について検討していきます」ということなので、検討していただいているということによいでしょうか。

【委員】

これは基本的には危機管理の問題であり、そういった観点から、いわゆる狭義の対策はこうということだけでも、そのところを表現に入れたほうがいいのではないのですか

【部会長】

そうですね。

では、これは最初の部分で災害対策だという形で、やっぱり危機管理という言葉をどこかに入れればいいかと思います。

以上で終わります。

<閉会>